

## 令和6年度 第2回立川市ごみ市民委員会 議事要旨

件名	第2回立川市ごみ市民委員会		
日時	令和6年7月23日(火) 14:00~16:00	場所	立川市役所本庁舎101会議室
出席者	委員：ごみ市民委員会委員（10名） 事務局：環境資源循環部長、ごみ対策課長、ごみ対策課計画推進係長、ごみ対策課家庭ごみ減量係長、ごみ対策課計画推進係（2名）、クリーンセンター長、クリーンセンター管理係長、ごみ対策課事業系ごみ減量係長、ごみ対策課リサイクルセンター係長、復建技術コンサルタント(FGC)（2名） 傍聴者：1名		
資料	・議事次第 ・資料1 第1回立川市ごみ市民委員会 議事要旨 ・資料2 ごみ組成分析結果 ・資料3 現行計画の評価 ・資料4 ごみ処理の課題 ・資料5 第2次計画の目標と基本方針の考え方（案） ・参考資料1 立川市一般廃棄物処理基本計画 取組状況 ・参考資料2 将来人口及び従業者数の推計について		

### 会議概要

#### 1 委員長あいさつ

- ・委員長より開会のあいさつがあった。
- ・二人の委員の挨拶があった。

#### 2 議題

##### (1) 報告

##### ①第1回市民委員会の報告

- ・事務局より、資料1（第1回ごみ市民委員会の議事要旨）について説明を行った。

##### 【主な質疑等】

（なし）

##### ②ごみ組成分析結果について

- ・事務局より、資料2（ごみ組成分析結果）について説明を行った。

##### 【主な質疑等】

- ・A委員：「適正排出割合」とは、どういう意味か。
- ・事務局：ここではごみの分別ルール通りに排出され、かつ減量化・資源化可能なものを除いた

ものを「適切排出」と定義して集計している。

- ・ A委員：容器包装プラスチックの処理について、新しい法律ができたが、処理・処分する費用負担はどうなっているか。
- ・ 事務局：容器包装プラスチックの再商品化費用の自治体負担率は1%、製品プラスチックは全額市負担である。令和7年1月から容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収する予定だが、製品プラスチックの割合が20%から30%ぐらいと見込まれることから、市の負担割合は、20~30%程度になると見込んでいる。
- ・ A委員：製品プラスチックについては、企業側の負担はないのか。
- ・ 事務局：製造者責任があるということで、国や都で検討しているとは思いますが、現時点ではない。
  
- ・ B委員：先ほどの「適正排出割合」の定義は、一般的な定義なのか。例えば、燃やせるごみでは可燃物であれば適正だと考えるのが普通だと思うが、今回の分類では、燃やせるものでもリサイクルできるものが入っていたらそれは不適正で、やや厳しい定義になっている。
- ・ 事務局：前回（5年前）も同様の調査を実施していて、資料4では前回との比較も行っている。

## （2）協議

### ①現行計画の評価について

- ・ 事務局より、資料3（現行計画の評価）について説明を行った。

#### 【主な質疑等】

- ・ C委員：現行計画の目標（基準年度に対する目標年度の割合）は、どのような考えで設定されたのか。
- ・ 事務局：一般廃棄物処理基本計画の目標は、各自治体におけるそれまでの実績や社会的背景などに基いて設定する。  
例えば、燃やせるごみを50%減らすという指標は、若葉町にあった旧清掃工場を何とか移転まで持たせるため、50%とした。資源化率の45%は、可燃ごみを減らしてリサイクルに回すことによって、当時の資源化率からどの程度上がるかを予測して設定した。また、計画見直しの度に指標を変えると過去との比較ができなくなるため、その点を総合的に判断して指標を設定した。
  
- ・ A委員：P.5に「令和5年度に事業系の燃やせるごみの市処理施設への搬入量が増加した」とあるが、受け入れ量を増やしても市の処理体系として問題はないか。
- ・ 事務局：事業系ごみも若干減少しており、食品リサイクル法に基づいて食品残さを専門の処理施設に搬出していただいている事業者もあるなど、民間事業者には努力していただいている。
- ・ B委員：P.5の外部焼却（マテリアルリサイクル）は、サーマルリサイクルの誤りではないか。
- ・ 事務局：ご指摘の通り、訂正する。
- ・ B委員：市の方針としては、対応できる業者がいれば外部委託の方がよいというお考えなのか、

むしろ自区内処理をきちんとした方がよいというお考えか。

- ・事務局：自区内処理が原則であるものの、現在クリーンセンターでは想定以上の処理を行っている状態であるので、クリーンセンターの長寿命化を考えると、出来れば民間の受け皿があった方がよいという考えもある。
- ・B委員：難しい判断だと思うが、おそらく外部の事業者の方が排出事業者にとって若干費用が安くなることが多いと思うので、そうすると安く出せるためごみを減らそうという圧力が減ってしまい、市全体として見るとごみの量が増える心配がある。  
まずは排出事業者にきちんと分別していただいて、食品リサイクル法で回せるところは徹底していただいた上で、外部の業者で長くお付き合いできる場所に担当していただく形が望ましいのではないかと。
- ・事務局：実際、外部処理は分別が悪くてもサーマルリサイクルするので処理費は高い。これまででは、多少処理費が高くても分別が緩いので民間に出していた個々の事業者が、処理費の値上がりによってクリーンセンターにシフトしている現状もある。
- ・B委員：そうすると事業系の手数料をどうするかという論点になる。
- ・事務局：立川市の処理手数料は決して安い方ではなく、さらに値上げを検討したこともあったが、コロナの影響を受けた事業者にこれ以上の経済的な負担をお願いするのは難しいということで値上げを見送った経緯がある。
- ・A委員：立川市は25市の中で商業活動がトップレベルにあるが、そのような状況で、気の緩みのようなものが起こらないように考えていく必要がある。
- ・A委員：立川の商業活動において、今後の事業系廃棄物のあり方について何かご意見あるか。
- ・D委員：商工会議所にはごみ専門の委員会のようなものはないが、いわゆる循環型経済、サーキュラーエコノミーへの移行との観点からごみ問題を扱っていこうという形になっている。具体的な対策は、これから検討する状況である。

## ②ごみ処理の課題について

- ・事務局より、資料4（ごみ処理の課題）について説明を行った。

### 【主な質疑等】

- ・A委員：食品ロスについて、どのようにご覧になっているか。食品ロスが日本全体で500万トンもあるが、立川でもなかなか改善できない。
- ・E委員：実際自分の家でも食品ロスが発生していて、防災用の缶詰の賞味期限が切れてしまったことがある。スーパーなどではお惣菜の売れ残りが多く感じる。
- ・F委員：消費者として、食べないのに買ってしまふ、買わなくてもいいものを買ってしまうという問題がある。例えば恵方巻も売れ残りや、買っても食べ残しが多くて無駄と思う。食品は、期限内に食べないといけないと思っているが、本当はまだ食べられる。期限切れのものは絶対食べてはいけないという雰囲気も食品ロスの原因の一つとしてあると思う。
- ・A委員：スーパーから大量に廃棄される食品は、市の廃棄物処理ルートはどこかに引っかかるのか。それとも業界の流通ルート、例えば自分のところの処理体系があって、そこで

処理しているのか。

・事務局：一部のファストフード店の場合、食品ロスが発生しても可燃ごみとしてではなく、独自のルートでリサイクルしていると聞いている。スーパーについても、おそらく独自のリサイクルルートを持っている所が多いと思う。

・A委員：スーパーの食品残さが市の処理施設に持ち込まれることはないのか。

・事務局：例えば、封を開けていない食品がそのままクリーンセンターに持ち込まれた場合、中身と容器が分けられていなければ、受け入れられない。その時は、搬入した業者さんを指導するか、もしくは排出元をお願いをしている。

しかし、すべてに対応することは不可能である。今はプラスチックであれば燃やすことは可能であるが、これは絶対にしてはいけない。また、電池など爆発や火災のリスクがあるものもあるので、若葉町のときからかなり気を使って焼却施設を運営している。

・A委員：不適切な捨て方をした人には罰則があつて損するようなシステムを作ることは可能か。

・B委員：技術的には可能だと思う。

・A委員：意識の問題ではどうにもならないので、はっきりと負担をするということを言わないとだめかもしれない。

・A委員：資源物持ち去りは、犯罪になるのか。資源物は市のものという理解でよいか。

・事務局：本来、市が収集すべきものを持っていってしまうのは犯罪行為になる。市でもパトロールしたり、注意したりしている。

・G委員：：ごみの対策は、これからの消費者、これからの市民である子供たちに向けて、教育の方からアプローチしていくのも一つの方法ではないか。

・A委員：立川市では、以前、小学校で環境に関する副読本を配っていたと思うが、今も配っているのか。

・事務局：環境部局として、ごみに限らず環境施策全般を取りまとめた冊子を、毎年各学年にお配りしているが、食品ロスといったテーマごとに副読本としてお渡ししてるものはないと思う。

・A委員：30年ぐらい前に、立川環境副読本というものを作って生徒一人ひとりに配った時期があった。そういったことも非常に効果的かもしれない。

### ③第2次計画の目標と基本方針の考え方（案）

・事務局より、資料5（第2次計画の目標と基本方針の考え方（案））について説明を行った。

#### 【主な質疑等】

・B委員：1の(2)の施策の基本方針は、①から⑤まで並んでいるが、この組み合わせでよいのか。本来一緒にしなくてもよい項目が一緒に柱に入っている。

・事務局：これは、第5次長期総合計画の方で挙がっているもので、個別計画でも擦り合わせて

いく方針であるが、ご意見に対しては検討する必要があると思っている。

今までの課題であった旧清掃工場の移転が終了したことから、次期計画では令和5年度の数値を基準にして、新たな10年間の目標を立てたいということもあって、新たな5つの基本方針を立てさせていただいた。

- ・A委員：内容自体は間違いではないが、異質なものを一緒にしないで、目的が違う、アクセスの仕方が違うテーマは、分けてはっきりさせるべきという意見であるから、これは当然修正すべきである。
- ・G委員：：基本方針の②と③について、食品ロスの話に焦点を当てて意見を述べさせていただくと、③については、順番を逆にして「事業系ごみの減量と食品ロスの削減」とし、②の家庭ごみの減量には、当然食品ロスが入っているだろうと読み取れる。スポットがどこに当たっているか、焦点の当て方で解釈ができると思う。
- ・事務局：スポットライトを当ててアピールしていくというのは、まさにその通りである。食品ロスについては、10月からフードロスシェアリングサービスの「タベスケ」を導入する予定である。教育については、中学生の職場体験などを実施している。

委員がおっしゃるように、タイトルと内容が完全にマッチングしていないが、スポットライトを当てる考え方で整理していきたいと思う。例えば、「安定した収集」については、事業系ももちろん重要だが、まずは絶対に安定的に収集することが求められる家庭ごみの収集に重点を置きたいと考えた。そのような考えで、5つの項目に絞らせていただいたということでご理解いただければありがたい。

#### 4 その他

- ・事務局より次回委員会開催日程の説明

以 上